

料金後納
郵便

ゆうメール



郡上市商工会だより

2019.3 発行第 120 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

商工会HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> E-mail : gujo@ml.gifushoko.or.jp

販路開拓のチャンス!

公募予告

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金に応募して、このような取組みを実現しよう!

- 新たな顧客獲得のためにチラシを作りたい…
- 飲食店のトイレを洋式に作り替えたい…
- 商品パッケージデザインを一新したい…
- 商談会や展示会に出展したい
- ホームページを作り替えたい…
- お客を呼び込む看板に作り替えたい…

小規模事業者持続化補助金を活用して
 最大 **50万円** まで補助されます。
 広告・チラシ・ホームページ
 を作成しませんか?

★ 経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に要する経費の2/3を補助します。 ※取組事例 <別紙>

●補助金は誰が利用できるの?・・・ 対象者：郡上市内で事業を営む小規模事業者

※小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数	20人以下

●補助金の金額・補助率は?

1件当たりの補助上限額：50万円(補助率2/3)

●補助金の対象となるのはどういう経費!

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費
 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪車両購入費 ⑫委託費 ⑬外注費

※募集期間・公募締め切りにつきましては決定次第お知らせします。

安全・有利・手軽な
 国の退職金制度を活用しませんか?

中退共済 小企業退職金共済制度

国が保証だから安心
 基金の一部が国庫に拠ります。

基金は全額非課税
 手取りでお取り戻し。

社外独立で管理も簡単
 退職金取崩しの手続きもありません。

TEL 0544-927-1234 FAX 0544-925-8211

労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを『保険年度』といいます。）の1年を単位として計算することになっています。その額は、すべての労働者の「賃金総額」にその事業に定められた「保険料率」を乗じて算出されます。

具体的には、まず、保険年度の当初に概算保険料を決めて納付（徴収法第15条）しておき、保険年度の末に賃金総額が確定したところで精算（徴収法第19条）するという方法をとっています。

したがって、事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きとを同時にすることになります。これが「年度更新」手続です。

この年度更新の手続は、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

なお、**労働保険事務組合（商工会）に事務委託をしている事業主の方は、3月末頃に年度更新の書類を郵送いたします。提出期日は4月19日（金）**です。遅れないようにご提出をお願いいたします。

※ご不明な点は、当事務組合（郡上市商工会 ☎66-2311）へお問い合わせください。

2019年度 地方発明表彰の募集

大正10年に開始した地方発明表彰は、実施されている優れた発明、考案または意匠を生み出した技術者、研究者等を顕彰するものです。この表彰を通じてご自身の発明等を社会にアピールするチャンスです。

- ・対象：特許、実用新案登録または意匠登録され、実施されているもの
- ・申込方法：所定の応募書類にご記入の上、（一社）岐阜県発明協会窓口へご提出ください。応募書類は（公社）発明協会ホームページよりダウンロードしていただくか、（一社）岐阜県発明協会窓口でご請求ください。
- ・申込期限：3月29日（金）必着
- ・問い合わせ：（一社）岐阜県発明協会（各務原市テクノプラザ1-1） ☎058-370-8851

<3月・4月出張所開設カレンダー>

	3月	4月						
大和	3月15日（金）迄の平日は税務相談のため開所します。	19	26	2	9	16	23	30
白鳥		28	4	11	18	25		
高鷲		20	27	3	10	17	24	
美並		28	4	11	18	25		
明宝		28	4	11	18	25		
和良	20	27	3	10	17	24		

※都合により出張所開設日であっても閉所させていただくことがあります。ご理解のほど宜しくお願いします。

専門家相談窓口カレンダー

支援内容	3月相談日
金融	7日（木）
経営	8日（金）／25日（月）
法律	26日（火）
税務	4日（月）／18日（月）
労務	14日（木）／20日（水）
知的財産	20日（水）

注：相談は予約制となります。事前に ☎66-2311までご連絡下さい。

貸付利率情報		平成31年2月28日現在	
融資制度名	利率（%）	保証率（%）	適用
経営改善貸付	1.11	-	
普通貸付	2.06～2.45	-	※
創業ローン	0.90	-	
市チャレンジ支援資金	1.9	0.8	創業
市小口融資	0.75	0.45～1.9	異業種

※ 借入のご契約によって異なります

**日本政策金融公庫（国金）による
金融窓口相談**

毎月第2、第4（水）10:00～

☎66-2311（商工会へ事前予約が必要です）